

阪本龍門文庫蔵『春日若宮拝殿方諸日記』の翻刻と紹介

大田 壮一郎

要 旨

財団法人阪本龍門文庫所蔵『春日若宮拝殿方諸日記』は、室町時代後期に行われた春日若宮祭礼（現在の「おん祭」）を記録した冊子である。前半の内容は寛正六年（一四六五）に足利義政が見物した若宮祭礼、後半は前年の大和国内の騒乱により延期になり翌応仁元年（一四六七）に行われた若宮祭礼の記録である。足利義満以来、室町殿（足利將軍家の家長）はたびたび南都を訪れ春日社に参詣した。これについて参詣者側の記録は比較的多いが、本史料は春日若宮社側の記録という点に特色がある。また、筒井氏をはじめ衆徒・国民の姿や、金春大夫ら大和猿樂四座の記事も確認される。このように、本史料は中世南都の史料として広く知られるべき内容を含むことから、ここに全文の翻刻を行った。

【キーワード】足利義政、若宮祭礼、春日社

一 概要

ここで紹介する『春日若宮拝殿方諸日記』（以下、本史料）は、室

町時代後期の春日若宮社の祭礼に関する記録である。本史料は、公益財団法人阪本龍門文庫（奈良県吉野町）所蔵の冊子本であり、『龍門文庫蔵書総目録』による目録番号は二〇五番となっている。本史料を含め、同文庫所蔵資料の一部は阪本龍門文庫善本電子画像集としてWeb上に写真画像が公開されており、本稿も同画像集を利用した⁽¹⁾。

書誌について。法量は縦二四・四センチ×横一五・〇センチ、紙綴・三十二紙・共紙表紙である。また、冊子本体とは別に、表紙打付墨書の外題とほぼ同文が記された包紙（近世以降のもの）がある。この包紙には「墨附三十一張」との記載があるが、冊子の表紙・裏表紙を除く墨付は計三十丁である。前半の十九丁が寛正六年（一四六五）、後半の十一丁が応仁元年（一四六七）の記事である。すなわち、本史料は別々に作成された内容を一つにまとめた二巻一冊本である。ただし、書体等から記主は同一人物と考えられる。表紙に人名未詳の花押がある（写真②参照）。奥書なし。【1丁オ】に蔵書印「龍門文庫」。

二 内容

春日若宮社といえは、現在も盛大に行われている「おん祭」(以下、若宮祭礼)が有名である。その創始は十二世紀に遡り、時代により変容しつつ連綿と行われてきた。とくに中世においては、大和を支配した興福寺の大衆が執行し、また大和武士と呼ばれた有力国人らが参加する一国規模の祭礼として、芸能史に限らず政治史や地域史の分野からも注目されてきた。ここで取り上げる『春日若宮拝殿方諸日記』は、室町時代後期に行われた二度の若宮祭礼の記録だが、何れも当時の式日(十一月二十七日)には開催されていない。前者の寛正六年の場合、室町殿(足利將軍家の家長)足利義政の春日社参詣に合わせて九月に繰り上げて行われた。これは足利義満以来の歴代室町殿の先例に準拠したもので、結果的に今回が室町殿による最後の参詣となった。⁽²⁾後者は、文正元年(一四六六)の開催が延期された結果、翌応仁元年三月になって前年分として行われた。文正元年は京都の土一揆が大和にも波及し、さらに畠山義就・政長兄弟の内紛に連動した大和国人達の合戦が激化するなど、大和国内は混乱状態に陥り祭礼どころではなくなっていた。⁽³⁾このように、中世の若宮祭礼は当時の政治・社会情勢により式日や開催が左右されることもあり、宗教儀礼と政治が密接な中世社会における祭礼の典型と言えよう。⁽⁴⁾それは、本史料の外題部分からも示唆される。翻刻および写真①にあるように、表紙に二つの外題(「公

方室町殿御下向日記 付祭礼之時日記」と「若宮拝殿方諸日記」)がある。このことは、本史料が祭礼記としての側面と、時の最高権力者の参詣記としての側面を有することを物語っている。以下、この二つの視点から内容を簡単に整理しておく。

(一) 若宮祭礼の記録として

外題に「拝殿方」とあることから、本史料の記主は春日若宮社の拝殿を管理する「拝殿沙汰人」と呼ばれる神人と考えられる。⁽⁵⁾それは、記事の内容が祭礼次第に止まらず、引物・饗膳の差配や下行内容などを事細かに記しているところから窺える。「拝殿方」による若宮祭礼の記録としては、『春日若宮拝殿方諸日記』という名称で『日本庶民文化史料集成』第二卷(三一書房、一九七四年)に諸本が収録されており、それぞれ『永享十二年記』・『春日拝殿方諸日記』という書名がある。⁽⁶⁾前者は永享十二年(一四四〇)～嘉吉二年(一四四二)、後者は宝徳三年(一四五二)・同四年・永正五年(一五〇八)の記事を含む。記載年代も断続的であるが、内容も通年の記述というより春日若宮社の諸祭が集中する春・秋に偏っている。本史料と諸本を比較してみると、若宮祭礼の記事は諸本と共通するが、若宮祭礼以外の記事が本史料にわずかしき確認できないため、両者が同系統とは断定できない。あるいは、諸本と同体裁の記録から若宮祭礼の記事を抄出したものかもしれない。とは言え、行事日誌的な内容は類似しており、本史

料と諸本は同一の立場から書かれたものであろう。「永享十二年記」および『春日拝殿方諸日記』前半の記主が「拝殿沙汰人清持」、『春日拝殿方諸日記』後半の記主が「清有」であることから、表紙の花押も拝殿沙汰人が記主として署したものと考える。⁷⁾

諸本と共通する記事としては、行列次第や神事芸能をはじめ、流鏝馬頭役、大和猿楽四座に関するものなどがある。また、固有の記事としては、触穢となった御子の祭礼勤仕をめぐる「柵指」【13丁オ〜14丁オ】や、室町殿参詣時限定の装束の記事【16丁ウ】、春日若宮社と関係の深い興福寺大行事職に関する記事【29丁ウ〜30丁ウ】などがある。⁸⁾このように、祭礼記としての本史料は、断片的に残存する若宮祭礼の記録の空白部分を補うものであり、諸本と併せて検討することで、より精度の高い若宮祭礼の実態分析が可能となるだろう。

(二) 足利義政の南都参詣記として

足利將軍家―実質的には足利家家長である室町殿―の南都寺社参詣は、諸書に取り上げられる著名な事項である。⁹⁾至徳二年(一三八五)における足利義満の参詣以来、本史料に記す寛正六年の義政まで、約八〇年の間に四代で十二度を数える。もちろん、室町殿の権威と権力を南都に誇示することが目的の一つではあったが、その多くが春日社参詣を名目とした下向であった点は留意すべきであろう。

寛正六年の足利義政の南都寺社参詣については、他の時に比べて関

連史料が多く残されている。¹⁰⁾ただ、その多くが義政の同行者すなわち参詣者側の記録、または義政一行を接待した興福寺関係者の記録である。これに対し、本史料は春日若宮社側の記録という特色がある。

その特色が具体的に示されているのが、春日若宮社に配分された祭礼費用をめぐる一連の記事である【1丁ウ〜4丁オ】。義政の南都寺社参詣に関わる費用については、これを興福寺が大和国内に段銭として賦課したこと、南都から義政に進上された金銭や物品が、義政による神仏への寄付という形で南都に還付されていたこと、などが指摘されている。¹¹⁾一方、本史料によれば、義政の参詣に当たり春日若宮社の沙汰人が上洛し以下のような活動を行った。まず、(1)南都伝奏(日野勝光)から幕府の南都奉行(飯尾之種)に御神楽料の支出を命じる内容の文書(「請取」)を獲得。(2)その文書の袖部分に幕府の財務担当者である公方御蔵の正実房へ支出を命じる内容を書き込むよう幕府奉行人に依頼。(3)これを証拠として沙汰人は正実房の元に赴き実際に費用を受け取る。(4)現銭は沙汰人らが分担して持ち帰った。そして、こうした手続きを円滑に行うため、彼らは飯尾氏や正実房に対し費用の一部を「御礼」として渡し、また、在京していた「公方ノ御師」(將軍専門の祈祷師)の関係者にも交渉への協力を依頼していた。¹²⁾

前述のように、室町殿の南都寺社参詣の経済的側面については、祭礼のために集められた銭や進物が室町殿―南都間を循環する贈答儀礼の構造が指摘されてきた。これに対し、本史料には神社の一組織と幕府の財務担当者との間の費用授受をめぐる交渉が具体的に記録されてい

る。これは、行事日誌としての性格を反映した内容であり、神事芸能を中心とした他の参詣記には確認できない固有の情報として価値がある。

以上、本史料の特徴についてごく簡単な紹介を行った。中世の南都に関する未翻刻史料は膨大であり、それが研究の進展を阻む一因となっている。今後も可能な限り史料の紹介に努めたい。

〔付記〕

本史料の翻刻・写真画像掲載に際して、財団法人阪本龍門文庫より御許可をいただきました。心より御礼申し上げます。

本稿は、平成二十六年度奈良大学研究助成「寺社参詣記録にみる中世南都社会の変容―部類記」群の検討を中心に―（研究代表者 大田壮一郎）による成果の一部である。

註

(1) 奈良女子大学学術情報センターのWebページを参照のこと。

(<http://www.nara-wu.ac.jp/aic/>)

(2) 参詣に同行した姉小路基綱の仮名記「春日社参記」（群書類従）神祇部には、「此祭禮は。ちかくは霜月（の）みをこなはれて式月なる事もまれなるとかや。されどかく御まいりのたびには。こと更に式月にとげらるゝ事も。鹿苑院の入道のおほきおとゞ〔義満〕の御まいりなどより代々の御事にもな

りぬるにや。誠に和光同塵は結縁のはじめとなむ申侍れば。かく高きいやしきまいりつどひて。けふのたうとさをあふぎかしこみ奉るは。なほ神のおほむこゝろにもかなひぬらんかし。」とある。十一月開催が定着する以前に式日であった九月（十七日）を「式月」と見做し、義政ら歴代室町殿の参詣を古式に則つたものと評価しようとする基綱の意図がうかがえよう。

(3) 朝倉弘「応仁の乱における大和国人衆の動向」（『奈良県史』十一、一九九三年）。なお、この年は春日祭も延引している。

(4) 幡鎌一弘「春日若宮祭礼の祭礼日と頭役制の変遷」（『寺社史料と近世社会』法藏館、二〇一四年、初出二〇〇八年）。

(5) 若宮社の神人組織については、松村和歌子「春日社社伝神楽の実像」（『奈良学研究』三三、二〇〇〇年）参照。

(6) なお、同書解題によると、当初は本史料も併せて『春日若宮拜殿方諸日記』として収録予定であったが、事情により採録できなかつたという。

(7) 【2丁オ】にみえる「沙汰人清光」の可能性が高い。

(8) 大行事職については、梅田千尋「興福寺大行事職考」（勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年）参照。

(9) 代表的なものとして、永島福太郎「足利將軍家の南都巡礼」（『大和文化研究』一〇一―一、一九六五年）、同氏執筆の『奈良市史』通史編二、一九九四年、を挙げておく。

(10) 管見の限り、刊本では『大乘院寺社雑事記』・『大乘院日記目録』・『蔭涼軒日録』・『親元日記』・『親基日記』（以上、『増補統史料大成』）、「長祿寛正記」・『春日社参記』・『足利家官位記』（以上、『群書類従』）がある。未刊のものでは『東寺百合文書』、「義政公春日社参奉行記」・『南都御下向人々宿坊注文』（以上、国立歴史民俗博物館所蔵『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』）がある。なお、奈良県立図書館情報館架蔵『春日社所蔵史料』（写真帳）等は調査途中のため除く。

(11) 金子拓「室町殿南都下向をめぐる負担―贈与の構造と「御札」―」(『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年)。
 (12) 奈良県立図書情報館架蔵『寛正五年記』(『春日大社所蔵史料』)の七月十九日条に、「武家御師」として「刑部大輔師淳」の名前が確認できる。この人物が該当する可能性があるが未検討である。

三 凡例

- 一、本稿は財団法人阪本龍門文庫所蔵『春日若宮拝殿方諸日記』を翻刻したものである。
- 一、漢字は「躰」・「粮」など一部の例外を除き、原則として通用の字体を用いた。
- 一、改行は原則として原文通りとした。一行分の字数を超過した場合のみ次行に送って記号「」を付けた。
- 一、原文には読点(・)と並列点(・)を適宜付した。
- 一、塗抹などにより判読不能な文字は■、欠失部分は□や「」で表示し、見せ消ちは抹消文字の左傍にくを付した。重ね書きによる訂正は、元の字が判明する場合は右傍に(×)を付した。
- 一、追筆と考えられる部分は(追筆)『』で表示した。
- 一、各丁の冒頭には【一丁オ】【一丁ウ】のように丁数を表示した。
- 一、人名やカタカナ部分の漢字表記など、内容説明は傍に()で表示した。
- 一、校訂に関する注記は傍に()で表示した。

【包紙】

墨附
 三十一張
 寛正六年乙酉九月廿一日
 公方室町殿御下向日記
 付祭禮之時日記應仁元
 若宮拝殿方諸日記

【表紙】

寛正六年乙酉九月廿一日
 公方室町殿御下向日記
 付祭禮之時日記
 若宮拝殿方諸日記
 (花押)

【1丁オ】

一御下向御マウケノタメ寺門ヨリ國中エ反錢ヲ
 一國平キンニ御切アリ、就之未年百文沙汰アル
 在所ハ酉年ハ百文宛弁也、反錢御フレハ同
 酉年五月六月ヨリアリ、万事寺ノ学侶廿
 人ノ沙汰人毎日唐院ニテ御会合アリテ
 御始行アリ、

一御拜殿ハ乙女衣ノ事、餘見クルシキ間、寺門エ歎申
 サル、ト井エトモ、先規ナキア井タ、サタアルマシキ
 ヨシ申サル、サル間拜殿ノ儀ニハ寺エ御メニカケテ、

【1丁ウ】

ミクルシクトモ着シテワタルヘキニテ候ヤト、シヤウ(装)
 ソクヲ二具唐院エ沙汰人清光ヲ奉行ニテ
 モタセラレテ見セ申サル、ト井エトモ、寺ヨリ
 サタシタル例ナキトテ其無沙汰モナシ、然間元
 ノシヤウソクヲキテ馬ノ上八人・八乙女ハワタラル也、
 一公方ヨリ御神樂新拜殿方五十貫文在之、コレハ
 御参社ノ時御神樂新也、然ヲ拜殿ヨリ京都エ
 兼而請ニノホル、此時ノ使ハ彦太郎也、コレハ中者也、
 夫ハ助四郎方子ノ次郎也、先旦二人
 同九月十五日ヨリ上洛アリ、然ニ公方ノ御師

【2丁オ】

積藏院ノ西殿ノ代官大野木ノ新衛門、
 折節西殿ノ御弊新可請申タメニ在京ナル間、
 彼新衛門方ト彦太郎京ニテ申合テ可
 請取ニテ色々申合ス、□□請取ハ折節兵部
 大輔在京ナル間、彼兵部大輔ニアツラウルナリ、
 一請取ノ案

春日社參惣用内、為若宮御神樂新
 五千疋可被下行沙汰人清光由、一位

【2丁ウ】

大納殿御奉行所也、恐々謹言、
 九月十二日 忠弘(吉田)奉
 飯尾左衛門大夫殿(之種)

一袖書ニ奉行所書出 此五十貫文事、彼以要脚内可被

下行也、九月十四日 之種判(飯尾)

御藏正實房 為衡判(飯尾)

但奉行書ハ此方ヨリワセス、請取ヲワタセハ
 ソレニ名判ヲ加テ出ス也、

【3丁オ】

一新衛門ト彦太郎ト井、アワセテ式貫文ノ
 折昏ヲ沙汰ス、此内一貫文ハ奉行左衛門大夫、
 一貫文ハ正實房ニ沙汰スト井ウ、ヲヨソ此

御神楽錢ハ、サタマレル儀ナル間、如此ノ折昏ハ
サタルマシキコトナレトモ、今時分ナルホトニ
トテ如此沙汰シ早、廳而彼五十貫文之内ヲ
二貫文引之、

一彦太郎方糧物ナラヨリ五百文御モタセアリ、

【3丁ウ】

夫ニテ二人ノ分ニ同京ニテ二人シテ一貫文
仕立、十五日ヨリ廿一日マテ間也、但新足ハ廿日ノヒ
悉下行アリト井ウ、去程ニ此新ヲ請取テ

彦太郎ト次郎トワ同廿一日公方様御下向ト

同日ニ下ル、新足ヲ次郎マツ七貫文其日持テ

クタル、残四十貫文ヲハ京ニ預ラキテ同廿三日ニ

夫ヲトリニノホスル、四人ノ内拝殿ヨリ三人、三方ノ

座ヨリ一人ノホセラル、拝殿方糧物一人別ニ

貳百文宛、カ井新三人ニ六百文ナリ、

【4丁オ】

三方ノハ三方ヨリ下行セラル、十[〃]三方へ

十貫文井ツヘキナレトモ、以前ノ折昏ノ代ト

彦太郎在京ノ間ノ雜用ト一貫文ト合三貫文

ノ分ニ六百文、三方ノ分ヲコレヲヒカエテ残

九貫四百文出早、残拝殿方ノ支配事、

四十七貫引ナレトモ、新足ヲ三貫文借タシテ

五十貫文引也、然ニ此御神楽ハ廿二日御神楽ノ
時ノナレトモ、新足廿三日ニ到来スル間、廿四日ノ
支配ナリ、サレトモ番神人ハ廿二日エユクナリ、

【4丁ウ】

一御下向廿一日ニアリテ御宿坊ハ一乘院殿ナリ、
同廿二日夜、自延年アリ、同廿三日夜寺ノ御祝ノ
延年アリ、

一社頭ノ式儀兼而修理共アリ、拝殿方タ、ミハ
拝殿ヨリ御サシアリ、白土以下ハ寺門ヨリ

ツケサセラル、廿二日御參社ノ時ノハレ之屏風ヲハ

袖留木ノ新殿ヨリ御申アリテ、東北院殿ニテ

一雙御カリアリテコレヲヒカル、廳而同夕返進ナリ、

【5丁オ】

一廿二日御社參ノ次第、二鳥井マテ手コシニメサル、
祓殿ニテ御師西殿御祓ヲメサル、西殿ハカムリ・ソク
タ井ナリ、五位ノ方ナリ、藤鳥井ヨリ慶賀門エ

御イリ、御ケ井コ衆藤鳥井ノ内ニ左右ニヒシト

シハ井ニ着座ナリ、御神馬両社エ一疋ツ、御ハカセ

金ツクリ一揃アリ、大宮殿御參後、若宮殿モ

御マイリノ時、拝屋ニ御着座ナリ、ヤカテ御奉幣

アリ、御座ヲ御立アリテ拝屋ノ軒エ御出アリ、

テノ時分ヨリ拝殿ノ御神楽ハシマル、マツ万歳

樂ヲ十聲ハカリハヤシカケテ、其後廳而 御

【5丁ウ】

八乙女ニウツルナリ、拜屋ニ御着座ノ間ハ神樂男モ
奥ノ座ニカシコマリテシコウス、^(祇候)拜殿ノ御師慶千代候也、
拜殿ノ東ノクツノキエ御出アリテ御礼之儀式アリ、
其外ハ拜殿方コトナル子細モナシ、御舞ナントモナシ、
一御祭礼馬場ノ式儀廿六日^(×七)御出仕、黒白木ノ御所ハ
馬場ノ道ヨリ南ツラニ御社ニ向井ア井テ
立ツ、面七間・奥エ五間ナリ、雑掌所東ノ
ツラニタツ、其外諸大名ノ座敷^{白キ御ウシロ}
クロキノ南ウラエムケテ立、

【6丁オ】

一廿六日^(×七)御出仕巳時ノ時分ナリ、拜殿方御馬上ノ
ワタリワ早朝ナリ、馬場ノ御出仕ハ先御代ハ
御車ニテ御出仕アリトイエトモ、御カリアルヘキ
方ナキ間、御子ノコトク御コシナリ、^(奥)
一マツ拜殿方祭礼ノ式儀シルス、廿五日御精進湯立アリ、
同廿五日西廊ヲカコウ、中者ノ役ナリ、当年ハ
コヤニテ杉坂ヲカリテカコウナリ、
一廿六日曉御出、御後夜ナレハ御出アリ、時剋ニ拜殿ノ
カウシアカル、馬場殿エ御出アリテ御殿エ御ウツリ

【6丁ウ】

カアレハ、ヤカテコモ・御カウロヲマイラスル、其後ヤカテ
別会ノ御幣マカル、ヤカテ拜殿方ノ出仕ノ舞ノ
床ヲ六キヤクシク、アラ床東三キヤク南二キヤク
シク、神樂男床ハ西方ニ板ヲ三枚ツ、三ナカレ敷、
但出仕躰ヲ、ケレハ四ナカレモシクナリ、何ノ座モサシ
ムシロヲシク、^(筵)コモリノヤクナリ、御出仕アレハヤカテ
コモリ方ヨリ酒肴ヲカク、小酒肴十坏、カリカ子^(雁金)
酒肴二坏、瓶子一双、^(鏡子)テウシ、上サケ一具、小カワラケスコシ
座敷エカク、其後御神樂アリ、御神樂ハツレハコ酒肴^(小)
三坏、カリカ子酒肴一坏、三方へ出ス、酒一瓶、子カワラケ少出、

【7丁オ】

小酒肴六坏、御神樂男エ引次第、沙汰人一坏、老方・勾当一坏、同
一臈一坏、同ツラノ神樂男分一臈ヨリ一坏ツ、然間老方ハ
上ナレハ、ツラノ分ヲモトル、一臈神樂男分一坏、二臈安秀一坏、
清富一坏、但平神樂男ハ不參ナレハ、ツラ分ハマイラス、
老方分ハ不參もマイル、残小酒肴一坏、カリカ子酒
肴一坏ヲ当座出仕ノ躰、祝モアママルワ中人ノ中エ出、
酒ヲ当座給了、馬場ヨリ返テ沙汰人ト上殿ト
シテ、御八乙女ノ御馬ノ上ノ時メサル、^(装)シヤウソクヲ^(巫)
トリ出スモノナリ、
一廿六日夜願主方御神樂次第、当年井又井ワキナリ、^(鹿)

【7丁ウ】

九キノ内、井ヌ井ワキ五キ、ヘクリノソフ<トノ、
平田ニキノ内、万歳北角殿・高田今井殿ナリ、
散在ニキノ内、奥田殿一キ、今一キワカケ畢、

合八キナリ、送物注文ニアリ、

一 当年新足マイル分、井ヌ井ワキ五キ二百貫文、奥田殿七五十貫文、

北角殿二十貫文、今井殿二十貫文、合百四十二百十貫文、

此内三方へ五分一出了、懸物ハ不出ス、新足斗リナリ、

三十貫文袖留木殿エ借物ニ弁、残ヲ支配也、

当年百八十貫文支配ナリ、此支配様ハ

【8丁オ】

別昏注シテ単昏付テラクナリ、

一 御拝殿ノ道ノサウチワ忌部庄ヨリ夫ヲ

コ井テサスル、此時一度ハ二人、一度ハ四人也、

兩度沙汰スル、

廿六日、奥田殿ヨリ掬飯一員マイル、コレハ筒井殿ヨリ

助成ナリ、然ニ菜四種ナル間、不足ノ由筒井殿エ

問答ヲ井タス、下カ六種ヨリヲトリタル事

【8丁ウ】

ナク候間、四種ハアマリニ無勿躰候由申ト井エトモ、

返答ニ御トリ井リナキア井タ、井マノコトク

ソノ分ニテト承御ワヒ事ナル間、マツソノ分ニテ

無沙汰ナリ、更ニ以後ノ支證ニタツヘカラサル者也、

一 此内ヲ三方へ五ニ一出了、然ニサイ菜四種ナル間、

汁ノマテ取合テ五分一ノ分ニ一出了、

掬飯ノ子リト大瓶ノ上ノ楯トワ代ニナシテ

其内ヲ五分一出了、上ノワタワ百文ニタテ、

五分一二十九文出シ早、

【9丁オ】

子リト木■何も酒肴ノハリキヌワ代ナシテ

惣物ニ御ツカ井アリ、ワタモヲナシ、

一 酒肴ノ上ニ扇アレハ、老方上ヨリ一本宛メサル、

然間数アレハ三本神楽男へ出、コレヲ沙汰人一本・

匂当一本・一藁一本トル、此時モトリ早、

尚モノコルハ八乙女エモマイル、

一 大瓶ノ口裏ハ惣一殿エマイル、杓ノハリ物モマイル、

若ニアレハ宮一殿エユク、三モアラハ左一殿エモマイル、

タイマキタルヲヒワ惣一殿ヨリ一スチツ、メサルヘシ、

【9丁ウ】

掬飯ノ下地折ウトワ惣殿エマイル、二モアレハ

宮一殿エマイル、汁ノ下地折ハ沙汰人給ル、二モアレハ

匂当エマイル、汁ハイクツモアレ沙汰人ト匂当トシテ

給了、大瓶ノ下地ハ上分エマイル、

菜ノ下地ハ神楽男エ出、一藁ヨリエリテ

メサル、一藪分ニメサレテ、マタツラノカクラヲトコ分ヲモメサル、ソレヨリ次第くニエリトリ、但沙汰人モ匂当モツラノ神楽男分ヲモトルナリ、

【10丁オ】

一夜宮水榎ノマイル分酒トモニ

上分一折敷餅一束 惣一殿榎一、宮一殿二、左一殿一、右一殿一、権一殿一、匂当一、一藪一、沙汰人一、但榎ハ上分斗リ榎共ニマイル、

残ハ皆酒ヲアケテ榎ヲハ御返シアリ、

大略アキタルヒクル時、御■ニナル、

一藪・沙汰人・匂当ハ、アケテマイルラスル、アキタルワ上エヒク、御常住エモアレハ引之、

【10丁ウ】

神楽男ハトラス、此代ニスシヲケヲ神楽男ハトルナリ、上エハマイルラス、鯔桶引事、

沙汰人ヨリエリトリ、沙汰人トリテ匂当

一藪ヨリ次第ニメサル、一藪ハ一藪分ト神楽

男分トメサル、沙汰人・匂当モツラ分ヲモ

トルナリ、一反トヲリテナヲアレハ

マタハナカエリテイセンノコトクトルナリ、

【11丁オ】

一タル仕事、見圓房二榎一・金鳥一、コレハ社頭作事

奉行ナル間、自然ニ■榎ナントノ修理ニツ井テ之儀也、

一榎屋ハ榎一・金鳥一、コレハ御祭礼ニカケキヌマタワ

酒肴ナントノ賄ヲミスセテ代ヲサメルニヨリテ也、

一湯名二榎一、コレハ酒ヲケテタルヲハ御拜殿エマイルラスル、

一社殿ノ楽頭ニ懸一懸、折足三百文、ヲシキ餅一束下行、

一拜殿油壳ニ菟一耳下行、長谷之藤次郎カ跡

一番神人二榎一、但酒ヲアケテタルヲ拜殿エマイル、

【11丁ウ】

一廿六日夜宮ノ日、願主參社時拜殿ノ次第

アケノ兒ワ御拜殿エ吊リタマウ、サタ人シナンノ申、

東座ニヒサマツキテ弓ヲツカエテ御神楽間井タマウ、

願主人ワクツノキニ立テ井マウ、御神楽次第、

祿ノ神楽アレハ御八乙女立ナリ、祿代ナレハ下ワ

五貫文ナリ、本式ハ賄ソメモノナリ、八乙女方ハ

神楽男方五也、祿ノ神楽ナケレハ祭礼ニカキリテ

御八乙女ハタ、ス、タ、御ウラ一番斗リナリ、

願主一キニ舞一番アリ、一番別ニカケキヌ一アリ、

大略ワノシメ子リナントナリ、

【12丁オ】

此時祿神楽、奥田殿五貫文・ソフノ貫文・

高田今井殿五貫文・北角殿ハ祿モナシ、ウラ斗リ、

一懸賄、当年ワ八キニ八アリ、コレハ廿七日馬場エ

御出仕ノ御番衆十人シテメサル、

一 当年御番御人数之事、

御南座 春若御前い■の 藤千代御前ね、しやうの御弟子 慶若御前

御北座 慶藤御前あくり御前 春藤御前北■

御北座 慶藤御前あくり御前 若松御前若尾

春き御前北坊 あか御前くりの これハはなかへるなり

〔12丁ウ〕

一 裙ハ北方慶藤御前へまいる、房ハ七人目御八乙女宮一殿、

明年ハ八人女西殿へ可参也、

一 懸衣八、代八貫七百五十文アリ、此内ヲ廿六日ニ

御舞テニ舞一番二百文ツ、マイラセラレ、

当年ハ南二四番、北二四番、御舞方へ八百文出た、

此時御舞南座ハ一人、梅■御前四百文メサル、北ハ二人、

祢、しやう・春千代御前二百文宛メサル、残七貫九百五十文ワ

十人シテメサル、御番衆二人別一分二七百八十七文宛也、

〔13丁オ〕

一 此御番衆之内、自然御番ヲカ、ル、時ハ、其躰ハ百日ノトカナリ、(答)

御給物廿六日ノヨリ百日ノ間ハ沙汰人コレヲタマワルナリ、

懸脩ハ当出仕馬場へ御出之御カタく、エメサル、也、

(一行分余白)

一 郷御子ニツイテノ日記、西天満三人シテ各度ニ渡、

一人堂内ノ御子・一人十輪院ノ御子・一人ハシハツシノ御子也、

然ニ当年九月御祭礼前廿日計サキニ、堂内ノ

御子ノ男死去ス、当年渡番也、去程ニソノキワ

〔13丁ウ〕

マテワ精進ヲヒカエト井エトモ、男ノシヨクエナル間、(触機)

次座ハ十輪院ノ御子ナル間、シヨクエノ上ハ十輪院ニ

御ワタリ候エト申サレトモ、十輪院ノカ申様ハ、

タト井男ノシヨクエナリトモ、代官ノ立テ沙汰アルヘキ

〔由カ〕 □返答ライタス、去程ニ堂内御子松之在所へアカリ

テ申様、シヨクノウエハ次座サシ候エトモ、代官ノ立テ

勲任ヨト申候、ケカレニハ代官モ不立次座エサシ

カハハトカク申、御拜殿ノ代トシ次座エ御サシカヘト

申間、十輪院エ申セハ、エ沙汰スマシキヨシヲ

申間、此方之儀ニハ、サラハ先規御子ノ中ニ

シツケタル様ニサタアルヘキ由ヲ申間、御子ノ

〔14丁オ〕

沙汰トシテ、ツイニワ次座エサシツムル間、十輪院ノ

御子ニワカニ馬ニノルナリ、然ニ彼御子ノ在所へ

沙汰人ト西天満ノコノカウヘト同道シテ御榊ヲ

指也、一本ツ、二度ニ指申カ本式也、サレトモ

タ、一度ニ二本御指タテト侘申間、一度ニ指申也、

時ニ初献ニ三スエサカナホウソウニテ酒ヲモリテ

其後メシラスル也、又御祭礼廿七日ノ渡スキテ聽而

御櫛ヲアクル、此時又ホウソウスエサカナニテ酒アリ、沙汰人方エ析足二百文、米一斗クロマ、ウワムシロ一枚、又散米ノコメ一升ハカリ沙汰ス、コノカウヘ之料足五十文□、

【14丁ウ】

一廿七日馬場ヘノ御出仕人数十人、御輿十廷也、然ニ往古ハ祝ノ御路ノ御役也、然ヲ

近年輿一廷別ニ拜殿ノ公物ヲモテ百五十文

宛メサル、也、御八乙女八人・馬上ノ衆一正別ニ

二百文宛公物ヲメサル、是近年新儀也、

何モ先規ハ御祝ノ役也、合馬輿ニ惣物

三貫百文入者也、

一馬場殿ノ御出仕、白木ノ御所ノ南ノ方ヲ

御通アリテ、アクヤエ御入アリテ、ソレヨリ

【15丁オ】

馬場エ御出アリ、御子舞・ランヒヤウシ(亂拍子)常ノ

コトシ、日使馬(也)タシノ橋ノ時分ヲ上レハ

御退出アリ、行烈次第

一番日使、中門口ヨリ入テ御殿ノ

東ノツラ北郷ノ座ノ前ニタ、スム、

次伶人、馬場ヲ東エ馬ニテ渡、

次郷御子、次本社御子、

一郷御子前ニ馬場エ出、先達太郎左衛門殿也、

【15丁ウ】

白木御所ノ南側エ出テ東ノカリヤト柴

垣トノア井ヲトヲリテ中門ヨリ入、郷御子ハ

東ノツラヲワタル、本社ノ御子ハ後陣也、

沙汰人先達ニテ西ツラヲワタル、何もサシ

ムシロニ着座アリ、聽而タチテ西ノ

タ井(天太鼓)タ井コト南郷ノ座ノア井ヲトヲリテ出、

退参ノ時ハ本社ノ御子前也、郷ハ後陣也、

本社ノハ御殿ノ御後ノカコ井ノ内エ御

イリアリテ御トヲリアリ、シハツシノ間也

【16丁オ】

請次、料足ヲ人別ニ三十文宛昏ニ

ツ、ミテマイラスル、コレヲ彦太郎請取也、

一御伝供上役若宮方也、時ノ出仕ノ

老次第二御弊・散米ニ御マイリアリ、

当年御幣ハ一臈清延、散米ハ

四臈清種御マイリアリ、御弊ハ東ニ立、

散米ハ西ニ立、左右ノ■奏樂アリ、

御役者ハ常コトシ、杜家モ子(補意)キモ、

【16丁ウ】

一公方御下向之時ニカキリテ、出仕躰悉大口

ヲ長袴ノ下ニ着也、祢宜ノ日中ハ

常コトクイツモノ在所ニテアリ、

出仕ノ躰カワリテ日中ヲツカウ者也、

一 黑白木ノ御前ニテ猿樂も田楽モサカリ松

ノシタノコトク祝言ヲ申也、

公方ノ御退出ヤフサメノ後也、

【17丁オ】

一 廿七日御還御々時、拜屋ニテ大コ・カ子ヲウツ、

本殿エ御ウツリアリテ、ヤカテ御拜殿ニテ

御八乙女立アリ、同御舞モアリ、

一 廿七日御拜殿御精進落ニ鯛ヲ六懸斗

切テ、汁トヤキ魚トニシテ夕飯ノ

汁菜ニナル也、

一 市ヨリ同日タコヲメサレテ御肴アリ、同豆飯アリ、

【17丁ウ】

一 廿八日次第

一 廿八日ニ饗アリ、饗米御拜殿ノ下用舛ニ

五斗、上殿請取テ沙汰アリ、木■マテ、

一 鯛八懸斗調、汁と焼魚と生スト

三色沙汰ス、饗面見參ニマイル、但廿六日ニ

御參衆ハ御常住モマイル、是ハ廿六日ノ

饗ナリ、

【18丁オ】

一 酒引事悉之、楹アケテ挑子〔鏡カ〕ニ一ツく

引之、但廿六日ニ御參ノ衆ハマイルナリ、

老方ハカタアリ、

一 生板之次第、沙汰人ヨリ一色ツ、エリテ、

末マテ一色ツ、ヲシトヲシテ沙汰アリ、

アママルフ鼻返テ沙汰之、

一 鯛ノ中肴十枚ニアマレハ六枚上ツ■へ

一枚ツ、マイル、

【18丁ウ】

一金鳥ヲハ勾当殿ヲロシテ腹ワタト男鳥

ノ頭トヲ勾当殿メサル、

一 菟沙汰人皮ヲムキテトウト皮頭トヲトル、

但頭ハ十分沙汰人トリテ其外ハ神樂男

ノ中エ出、上ヨリ引之、何も頭ニハ一色ツ、

上ヨリヒク者也、菟一耳油売エ下行、

一 廿九日ニ金春大夫參テ法楽ヲ仕ル、

下行次第、御祭礼之楹酒ヲ一荷ト

【19丁オ】

鴨一番ト鯉二喉ト折足一貫文ト下行、

一 能次第、脇放生川、二番目新朝永、

三二横山、四ニヤウ〔楊貴妃〕キヒ、五ニ岩舟、

一 晦日、白木・黒木之御所ノ盛菓子二合

御拝殿ニマイル、臺ハ同心ニ参ニヨリテ

一 合ツ、上分ト惣一殿メサル、餅ハ当日

御参アリタル御人数ハメサル、御ハツラヒキ也、

【19丁ウ】

一 御拝殿諸下行次第

沙汰人御恩五百文、時ノ一臆報役斬足

一 貫文、但報ヲエ御ワチナケレハ、老ナレ共

未エコシテ打之、中者御恩一貫文宛、

サウチ(掃除)五百文、ウハ(施)三百文、

(以下余白)

【20丁オ】

応仁元年約三月十六日、若宮御祭礼アリ、

コレハ戌年ノ霜月御祭礼延引アリテ、三月ニアリ、

一 十五日御精進立湯アリ、元ハ沙汰人ノ在所ニテアルヲ、近年

若宮神主殿ニテアリ、御子ハ塔内ノ御子ナリ、

御布施三百文在之、御湯ノ時人物カウムキヲニカフ、

酒五升ハカリシトキ、米三升ハカリ、柴薪一荷カマス、

各ハ慈仙箱ナカラ、今ハコフ(昆布)一卷・串柿く一把は、御湯之後一献一サシ

アリ

同日、西廊ヲカコウ、

【20丁ウ】

一 願主当年六騎、長谷川三騎、当年法貴寺

岸田殿也、中長河狭川殿、此狭川殿ハ

此代ヨリ初テ長川ノ願主ヲ沙汰アリ、

散在鳥屋殿・市谷殿也シ、合六騎ナリ、

一 御神楽銭参分、百五十貫文狭川殿、百貫文鳥屋殿、

五十貫文長谷川岸田殿、十貫文市谷殿、

合三百十貫文アリ、此内三方エ五分一出早

(追筆カ)
【六十二貫文】

残ル二百四十八貫文ヲ五十貫文袖留木新殿エ借物ニ弁、

支配ハ二百参十五貫文ナリ、百八十四貫文ナリ、

【21丁オ】

然ニ、タラス新候、御常住五分ニ廿文タラスヲ、惣錢ヲ

四貫八百文コレヲタス、(追筆カ)「コレ御人数大勢御座アル間、

御常住五分タラスナリ、此御一分地藏御七」(前)

一 送物ハ注文ニ在之、

一 十六日願主夜宮マイリアリ、

一 狭川殿掬飯一具アリ、菜六種斗、一種大瓶一、銚子鍔

一、具代五百文在之、

鳥屋殿掬飯一具、狭川殿のト同、

一 掬飯当日ニヤフル菜六種之内、一折共三方へ出、掬飯ノ子リワ

【21丁ウ】

シルノ小袖・大瓶ノ青練貫ハ代ナシテ惣物ニ御仕アリ、

但三方へ五分一代ニテ出、残ル菜モハシタニノコルワ代成テ、

三方へ五分一出了、垵飯上ノワタワ上エメサル、大瓶ノ

クチツ^(糞)、ミワ惣一殿エメサル、チュ井イノヲヒトモニニアレハ

宮一殿一メサル、当年ニアル間、宮一殿モメサル、ヒサクノハリ

タルニシキモ惣一殿・宮一殿メサル、下ハ上分エマイル、大瓶ノ下

モ」

上分エマイル、垵飯ノ下ハ惣一殿エ折共ニマイル、ニアレハ宮一殿

エ」

マイル、汁ノ下ハ沙汰人給ル、ニアレハ句当殿メサル、三モ

アラハ一藁エモマイルヘシ、菜ノ下ハ神樂男エ汁ノ

引ツキニ一藁ヨリマイル、一藁ヨリ一ツ、但一藁分トツラ

フントニメサル、沙汰人モツラノ句当モ、ツラノ神樂男分ニ

【22丁オ】

菜ヲリヲモトル、末マテ一ツ、トラレハ、マタハナカエリテ

沙汰人ヨリトルナリ、大瓶ノタイノヲヒ・ヒサクノ

エノヲヒワ上エマイル、汁ノ上ニアウキアレハ沙汰人一・

句当一・一藁一、三八出上エモメサル、

一 祿御神樂、狭川殿十貫文在之、八乙女八人一貫文宛メサル、

五人神樂二貫文お四百文宛、十三貫文之時ハ十三人平分ニ

一 貫文宛トル、

一 鳥屋殿五貫文在之、五百文宛八人八乙女分、一貫文五人神樂男二百文宛、

【22丁ウ】

一 願主参社時、祿ノ御神樂アレハ御八乙女立早、祿ノ

神樂ナケレハ御祭礼ニカキリテ御ウラハカリニテ八乙女ハ不立、

此時長谷川ハ祿ナキ間、御ウラハカリナリ、市谷川同、

一 願主一□別ニ御舞一番ツ、アリ、一番懸脩一ツ、アリ、

当年ハ皆ノシメナリ、然ニ長谷川ノ懸脩ノ紅梅

ヲハヤシテカタクツ、アリ、当座エ見付ス、後コレヲ

ミルニ半ツ、アル間、一ナカラアリ、サル程ニ御拜殿ヨリ

願主岸田殿三御祈主坂口ノ勘解由方シテ

ト、ケラル、間、アヤマリタル事ニテ候トテ

【23丁オ】

ワヒコトアリ、シカル間代ニテ二貫文沙汰アリ、

コレハ半分ノフン一ナカラノ代ナリ、サレトモ御拜殿ヨリ

ノ儀ニワ、以後ノ引制ニニナラヌヤウニトテ、本式

紅梅三マイラセラレタルフンニテ則請文ヲ御拜殿ニ

沙汰アリテマイラセラル、三人ノ名判在之、彼

状ヲハ御拜殿ノ小箱ニイレテヲカル、^(案)あんハ此単昏ニ

ユイツケテヲク、猿程ニ此紅梅六ヲ代ニナサル、

当年ハ八貫二百文ニウラル、但此内五貫六貫二百文ハ

市ニテウリタル祈候、二貫文ハ願主方ヨリノワヒ祈候也、^(佐)

合八貫二百文在之、

【23丁ウ】

一此八貫二百文ノ新足、〔馬場以下同〕場馬殿ノ出仕衆十人シテメサル、然ニ此内夜宮日願主〔×舞〕參ノ時、舞キカスニアリ、当年ハ六キニ六番アリ、此舞テ一番二百文ツ、マイラセラル、当年ハ柵々上ニ番・春千代御前四番舞給フ、コレエ

八貫二百文ノ内ヲ引テ残六百文引テ、残ル七貫六百文ヲ場馬出仕十人エ支配、一人別ニ七百五十八文宛ナリ、

一御人数、御南〔榎マヰル〕若松御七〔白王殿ノ〕あてク、〔北カキ殿ハナカエル〕春寿ク、

一御人数南 若松御前〔白王榎マヰル〕あて御前 春寿御七〔ハナカエル〕春福〔同〕藤〔同〕

北 ■王御七 阿古ク 春若〔大東殿〕ク 藤梅ク あいとく御七〔若〕

【24丁オ】

一房ハ御八乙女八人目梅王御セエマイル、今度ハ惣一殿エ可參、

一願主方神楽時アケノ兒ハカリ御拝殿エアカリタマウ也、

一〔一〕夜宮日老方榎引事、

上分一、惣一殿、宮一殿、左一殿、右一殿、権一殿、

匂当、一藁、沙汰人、各一ツ、、但榎ヲハ

アケテ御マイラセアリ、上分ノ榎ハソノマ、返ラス、〔×ス〕

【24丁ウ】

上ノ榎ハアキタル引時 ■、ニナル、

上分エハ折敷餅一束ツク、コレハ場馬物代サンヲスルフン、

一榎下行方、見円〔榎カ〕一・鳥一 賭屋榎一・高間〔今ハ高間キヌヤ〕一

御拝殿楽頭榎一・鯛一枚・新足三百文、

一湯名ニ榎一、コレハ酒ヲアケテタルヲマイラスル、一番神人榎一、コレモタルワカエル、如此タルトモ

御拝殿エアキタルト、ノイテ引アキタル引事、

惣一殿ヨリ老方権一殿マテマイリテ、八乙女方マイリテ、

【25丁オ】

御常住両座タテワケテマイル、但榎ハ上エハカリ

マイル、神楽男ヘハマイルラス、榎ハマイル所マテアリタケ、

一榎酒ハアケテ各支配、但夜宮日御マイリアリタル方

様エハマイルナリ、

一十六日後夜ナレハ大明神場馬殿エ御出御アリ、

拝殿衆御トモナリ、然ニ場馬殿ノ御祓エ御祓エ

御ウツリ已アレハ、ヤカテ御燈マイル、神主殿御出仕アリ、

ヤカテ別会ノ御奉幣アリ、拝殿方出仕常敷ハ

【25丁ウ】

大庭之床ヲシカセテ御出アレトモ、〔仕〕当年雨下間、

東ノ握屋ニ床ヲシカセテ御出仕アリ、当年ニ

カキラス雨下ル時ハアクノヤニテ御神楽アリ、

先規也、子守方ヨリ舞六キヤクシク、アラ床

ニ却シク、神楽男床板三ナカレシク、但アクノヤ

ノ時は神楽男ノ床ヲ南ニシク、何モ指筵ヲ敷、

御出仕アレハ廳子守方ヨリ酒肴ヲカク、

鷹金酒肴二坏、小酒肴十坏、瓶子一双、〔此内小〕

カワラケスコシ、銚子鏡〔脱カ〕ソウ、コレヲカキナラヘテ

聽御神樂アリ、御神樂ハツレハ三方へ出ス、鷹

〔26丁オ〕

金酒肴一坏、小酒肴三坏、瓶子一、カワラケ少シ出ス、

ノコルカリカ子酒肴一坏ト小酒肴一坏トヲ当床ヤフ

リテ神樂男・中者共ニ祝、上エハマイラス、サケヲモ祝、

残少「一」酒肴六坏ヲ、沙汰人一坏・匂当一坏・

藪一藪二坏・安秀一坏・清富一坏、但沙汰人・匂当・

一藪ハツラ老方外ノ神樂男分ヲモトル、

一場馬ヨリ御歸リテ拜殿ニテ八乙女ノ御シヤウソク〔装束〕ヲ沙汰人ト

拜殿トシテトリ出ス、同日場馬出仕ニ出、当年

〔26丁ウ〕

雨〔脱カ〕リタルニヨシテ各スカリキヌニ大カタヒラ〔帷子〕ヲカサ子テ

出仕ヲスル處ニ、寺門ヨリ何トテウ〔裏打〕ヲチヲハキスシテ

スカリキヌヲハキルソト仰アリ、祢宜ノコタエニワ、

加様ニ雨下り候時は先規モ如此候之由申開間、

罪トカヲモヲコナワレス、向後ハチヤクス〔着〕ヘキヨシ下知ナリ、

一御八乙女八人馬上早朝御渡アリ、南大門ノ石タンノ上、

東ノツマニ大行事殿ヨリカコイヲ御沙汰アリ、マクヲ

引テヒトエムシロヲシカル、諸行烈ト、ノエハ御ワタリアリ、

一場馬殿ノ御出仕十人ナリ、先規ハ御車ナレトモ

〔27丁オ〕

近代ハ御コシナリ、去程ニ晝ノコトク雨下ル間、東ノ

アクノヤニ御出仕アルヘキ所〔伶以下同〕〔脱カ〕鈴人方ヨ〔脱カ〕樂屋ナル間、

シカルヘカラサル由申サル間、先規モ雨の時ハ握屋ニ

出仕アル間、其子細神ヲ若宮主殿御代官方へ此由ヲ

申入ル、間、先規カクレナキ由ヲホセラル、ホトニ、

別会エ申入候之間、其分ニテ往後ノコトク

アクノヤニテ御神樂ヲ行ル、日使馬タマ〔脱カ〕タノハシノ

辺〔退〕ヲ上ル時、場馬出仕ノ躰ハ御夕井出ナリ、

一行烈ノ次第 一番日使 次鈴人 次御子

先日使アカリテ御殿ノ東方ニ立、鷹而御伝供

〔27丁ウ〕

マイル、御伝供ノ後、鈴人、次御子、然ニ当年雨下ル間、

場馬事外道ワルクテトロナル間、如此ニテワ白拍子ノ

フミコマルヘキ間、加様ニテワイカ、アルヘキニテ別会方

〔追筆カ〕『此時ノ別会ハ蓮花院春圓房ナリ』

エ申ワ、道事外シルク候間、アユヒノ板ヲシカセラレ

候ヘト申間、本社ノ御子ハカリノ方ニアユヒノ板ヲ

シカル、板ノキワマテワアシタナリ、常ノ時ハ白スニ

サシムシロヲ左右ニシカル、トイエトモ、シルキ間床ヲ敷テ

其上ニサシムシロヲシカル、東ハ郷御子、西ハ本社ノ御子、

郷御子先也、本社ノ跡ナリ、郷ノ御子ノ先達太郎左衛門殿、

本社ノ先達ハ沙汰人ナリ、常ハ東ノカリヤトシハカキトノ

【28丁オ】

アイヲ御トヲリアレトモ、当年ハ東ノ大タ井コノ南ウラエ

御トヲリアリ、郷御子出ル時ハ先ナレトモ、クル時ハ本社ノ

御子サキナリ、サシムシロノ上ニソントチヤク座アリ、ヤカテ

カコイノ内エ御トヲリアリ、シハツシノセウシナン申

テ「」マイラス、コレ中者ウケトル、同神楽男ノ

中エ二百文在之、当出仕ノ人数ニ支配立ナリ、

一 雨下ル時ハ鈴人ノ舞モ楽屋ニテ舞ナリ、

一 御八乙女、場馬ノ御人数拜殿エ御帰リアリテ、御精進前ニ

【28丁ウ】

鯛ヲ六懸ハカリヲロシテ汁ト菜トニコレヲスル、飯ハ大飯ナリ、

同シロムシアリ、同御肴ニタコアリ、当年ハ井カナリ、^(鳥賊)

一 十八日、饗アリ、饗ノ米下用ニ五斗下行、饗ハ中者

一 臈役ナリ、此時上殿ナリ、米ヲ請テコレヲ沙汰スル、汁菜ニハ

同鯛ヲ八懸ハカリヲロシテ汁トヤキ物トナマストニナル、

饗ハ面見参ニマイルナリ、コレ十六日ニ御参ノ人数ハメサル、

一 生板本ノ次第、上ヨリエリテ次第ニコレヲ沙汰ス、

一番沙汰人ニク一臈サテワ次第也、若ハナカエレハマタ

沙汰人ヨリコレヲ沙汰ス、

【29丁オ】

一 鯨桶引事、神楽男斗リエコレヲ引、コレ榼ヲエトラヌ

代ナリ、沙汰人ヨリエリテ次第ニトル、沙汰人・勾当・一臈モ
ツラノ神楽男分ヲモトル、ハナカエハマタ沙汰人ヨリトル也、

一 諸下行、霜月ノ時沙汰人ノ御碍分五百文、中者御恩

一 貫文宛、サウ五百文、ウハ三百文、^(左右) 戊年分ハ御祭礼ナケレ

トモ各御借物アリテコトク御下行ナリ、^(惣) 亥年ノハ御祭礼ハ

戊年分ノカ三月ニアレトモ各給ル、御碍ナル間タマワラス、霜月ニ

可給者也、

一 中者番物ニ番銭六人ノ中へ二貫文出、コレヲ彦太郎三百文・

三郎五郎三百文・太郎三百文・夫々六百文・上々三百文・

【29丁ウ】

上殿二百文・上殿

(二行分余白)

一 応仁元年三月十七日ニ大行事因幡法眼房死去也、

然当大行事多門院殿エ給、伊与上座御房ト云、^(追筆カ) 定使左衛門五郎ト云

大行事初而持ル、ニハ臈而拜殿ノタ、ミヲ新調也ニ

大行事役ニテサ、セラル、但以後モソソシ次第ニサ、ル、也、^(損)

然ヲ因幡殿ノ時ハ只一度サシカエラル、カワル時ノフルタ、ミワ

【30丁オ】

若宮神主殿エマイル、

一 大行事ハ何へ給トモ沙汰人ナントニツキテ任祈モナシ、

但時ノ礼ヲ申ハカリナリ、則多門院殿モ御礼

ヲ申ハカリナリ、



写真1 表紙

(以下余白)

【30丁ウ】

一大行事初テ被任方ハ御拝殿ノタ、ミヲ聽而

指替ラル、古タ、ミワ神主殿エ行、タ、ミワ先規ハ

損次第二サタシテ被進ヲ、近代初斗テ

サシカエテマイラセラル、コレハ新儀ナリ、可然也、

此多門院殿イマタサシタマワス、

(以下余白)



写真② 表紙 花押部分拡大